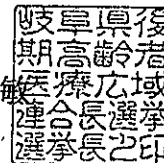


岐阜県後期高齢者医療広域連合告示第8号

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第12条第3項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合長の選挙を次のとおり行う。

平成30年3月1日

岐阜県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙長 伏屋 真敏



- 1 選挙の期日 平成30年3月15日(木)
- 2 不在者投票の開始日 平成30年3月2日(金)
- 3 選挙の場所 岐阜市柳津町宮東一丁目1番地
岐阜市柳津地域事務所内
岐阜県後期高齢者医療広域連合事務所